

会派等からの質問事項【交付金返還関係】

質問No.	会派名等	質問内容	回答	担当
1	清和会	集落協定違反等となる場合の措置について、第4期対策はなぜ協定農用地の全てなのか、協定の内容によるだけでなく、そのようになった背景（若しくは、第5期はなぜ当該農地分となったか同じくそのようになった背景）について伺いたい。	農林水産省が令和元年8月に公表した中山間地域等直接支払制度（第4期対策）の最終評価によると、 <ul style="list-style-type: none"> <li>集落協定を対象としたアンケート調査において、次期対策に取り組むことが困難などと回答した集落協定の約半数が第5期対策に向けて遡及返還措置の見直しが必要との回答があったこと</li> <li>第三者委員会から、遡及返還の見直しに当たっては、協定からの離脱によって耕作放棄が大幅に増えることがないように留意することが必要である、という意見があったこと</li> </ul> などを踏まえて遡及返還措置について必要な見直しがされたものと捉えている。	農林部
2	清和会	県に提出した「違反開発事案報告書」の内容は。	違反開発事案報告書には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>違反開発年月日</li> <li>土地の所在</li> <li>地目</li> <li>面積</li> <li>土地の所有者</li> </ul> に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>違反に至るまでの経過</li> <li>付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況</li> <li>開発に係る土地及び周辺の農用地等の農業上の利用の確保に及ぼす影響</li> <li>事情聴取の内容</li> </ul> などについて、1筆ごとに報告している。 なお、違反転用事案報告書と同様の内容となっている。	農林部
3	清和会	10月4日の当局の違反農地の交付金返還の説明は、通常の違反の場合の手续であり、今回のケースは、市と市農業委員会が当初の対応やチェックに問題があったと責任を認めていることから、具体的に責任を反映した交付金の負担を示す必要があるのではないか。	10月4日に開催された農地現状変更等に関する調査特別委員会において配布した資料の8ページで説明したとおり、「中山間地域等直接支払交付金実施要領」では、集落協定などに違反があった場合には、市は協定集落の代表者に対して交付金の返還を求めるとされていることから、協定集落の代表者に対して交付金の返還を求めるといった対応方法しかなく、これ以外の選択肢はない。	農林部
4	清和会	交付金を返還してもいいという協定集落・農家もあると聞いているが、地域ごとの対応はどのようにになっているか。	交付金の返還対象となっている協定集落に対して納付相談を行うこととしており、納付相談の際に対応を確認する予定である。	農林部
5	日本共産党一関市議団	(資料P12) 交付金返還の「納入期限の変更はない」としているが、議案の提案についてはどのように考えているのか。	市の補正予算の扱いについては、県の予算措置の時期なども考慮し、判断したいと考えている。	農林部

質問 No.	会派名等	質問内容	回答	担当
6	日本共産党一 関市議団	(資料P13) 農林部の現地確認について「工事途中」で交付対象としているが、完了日を確認したのか。そうした集落と筆数はいくつあったのか。	農地の所有者が農業委員会に提出した農地現状変更届の写しにより完了予定日を確認した。 対象は、1集落6筆であった。	農林部
7	日本共産党一 関市議団	(資料P13、14) 農林部として交付対象から除外された農地が発生したことを議会に説明するべきだったと考えるがいかがか。	集落協定違反の農地が判明して以降、同様事例の調査と対象農地の集約、公表可能な情報としての確認と整理に対応していた時期であった。	農林部